

資料11

「生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価について(答申案)」等に対する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象

- ・生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価について(答申案)
- ・生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価についての答申案に対する対応案

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和7年10月23日（木）～ 令和7年11月22日（土）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見数

- | | |
|-------------------|----|
| ・電子政府の総合窓口（e-Gov） | 2件 |
| ・郵送 | 0件 |

(2) 提出意見の総数 2件

(3) 提出意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	日本にあるあらゆる農薬に急性的と慢性的に実験用動物のマウス、猿、線虫、実験に協力してくれる人が触れた場合を想定して過去と比べて最長の平均寿命前に健康が悪化して亡くなったり、人や家畜などの交尾や生殖活動の回数が減ったり、亡くなった場合の農薬は販売、輸出入、作ることをやめて、結果を公共事業として日本人一人一人に知らせてほしいので、財源として物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、1京8513兆円くらいまで原価20円のタクシ一代、紙オムツ代にも本人の希望でなんにでも使える地域商品券を発行して、日本に住む一人一人に毎月1200万円を支給して実現してほしい。	<p>農薬は、病害虫や雑草を防除し、安定した作物生産を確保するための重要な生産資材です。農薬の安全確保のため、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、使用量や使用方法を考慮したうえで問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。</p> <p>環境省では、農薬取締法に基づき、農薬による環境への悪影響を防止する観点から、水域及び陸域の生活環境動植物に対するリスク評価を実施しています。農薬登録制度における生態リスク評価の拡充を図るため、今後、長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入を進めます。</p> <p>なお、農薬の環境リスク評価についての関連情報は、以下の環境省ホームページに掲載しておりますので参照ください。</p> <p>(農薬の登録基準に関する情報) https://www.env.go.jp/water/noyaku.html</p> <p>(中央環境審議会 水環境・土壤農薬部会 農薬小委員会) https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/yoshi49-04.html</p>
2	他の動植物でもしてください。	<p>環境省では、農薬取締法に基づき、農薬による環境への悪影響を防止する観点から、水域及び陸域の生活環境動植物に対するリスク評価を実施しています。</p> <p>生活環境動植物に係る評価対象動植物は、どのような影響を評価するかに加えて、国際的に確立された試験方法の有無、評価手法に関する知見の集積状況や海外における評価状況並</p>

	<p>びに実行可能性等を考慮して選定されています。</p> <p>なお、農薬の環境リスク評価についての関連情報は、以下の環境省ホームページに掲載しておりますので参照ください。</p> <p>(農薬の登録基準に関する情報) https://www.env.go.jp/water/noyaku.html</p> <p>(中央環境審議会 水環境・土壤農薬部会 農薬小委員会) https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/yoshi49-04.html</p>
--	---